

令和元年 7 月 3 日

小田原市長 加藤 憲 一 様

小田原市国民健康保険運営協議会  
会 長 露 木 康 男

令和元年 5 月 30 日開催の令和元年度小田原市国民健康保険運営協議会第 1 回協議会の概要を次のとおり報告します。

1 日 時 令和元年 5 月 30 日（木）午後 2 時 00 分から午後 2 時 30 分まで

2 場 所 小田原市役所 6 階 601 会議室

3 出席者 委 員 関 野 次 男  
" 秋 山 道 江  
" 長 嶋 美 佳  
" 早 野 和 夫  
" 鈴 木 正 彦  
" 熊 井 佳 子  
" 丸 山 浩  
" 市 川 昭 維 子（副会長）  
" 岸 宏 祐  
" 露 木 康 男（会長）  
" 内 田 浩

|     |            |         |
|-----|------------|---------|
| 事務局 | 福祉健康部長     | 山 崎 文 明 |
|     | 福祉健康部副部長   | 杉 崎 智   |
|     | 保険課長       | 佐 藤 和 広 |
|     | 保険課保険料担当課長 | 前 島 正   |
|     | 保険課副課長     | 岡 田 夏 十 |

|             |       |
|-------------|-------|
| 保険課副課長      | 穂谷野恵一 |
| 保険課国民健康保険係長 | 湯川裕司  |
| 保険課国民健康保険係長 | 遠藤志保  |
| 保険課保険料係長    | 奥津貴   |
| 保険課保険料係長    | 鈴木悟   |
| 保険課主査       | 小沼久晃  |
| 保険課主査       | 鈴木智幸  |
| 保険課主事       | 曾我圭貴  |
| 保険課主事       | 奥津誌朗  |

欠席者 委員 川崎龍一

〃 夏目宗治

傍聴者 なし

#### 4 議題

##### (1) 協議事項

協議第1号 令和元年度小田原市国民健康保険料率について

##### (2) その他

#### 5 会議の概要

##### (1) 協議事項

###### ■協議第1号 令和元年度小田原市国民健康保険料率について

説明 (事務局が資料1に基づき説明)

質疑等

###### 内田委員

1ページから3ページに記載の算出方法に基づいた本来の保険料率に対し、4ページに記載の実際の保険料率は低くなっており、昨年の料率と同程度であるとのことだが、その差額はどこから支出されているのか。例えば基金からの繰り入れや、一般会計からの繰り入れ等であるのか。

###### 事務局

一般会計からの繰り入れで調整している。なお、令和元年度は基金から2億5

千万円の繰り入れを見込んでおり、その範囲内で調整となる。

**内田委員**

両方で調整するということか。

**事務局**

そうである。

**内田委員**

将来的には一般会計からの繰り入れはなくなると聞いているが、保険料率は上がるということか。

**事務局**

一般会計からの繰り入れは平成 31 年度当初予算で 17 億円を見込んでいる。この内、例えば低所得世帯に対する保険料の軽減等は法定の繰り入れであり、削減の対象になっていない。それ以外の法定外繰り入れについて、財務省は削減の方向で考えている。この件について神奈川県は今のところ方針を出しておらず、完全に無くすかどうかの議論が今後行われると思われる。現状は保険料の激変緩和のために残している。

**内田委員**

繰り入れを無くすかどうかは県が決めるということか。

**事務局**

平成 30 年度から国民健康保険の財政運営主体は県に移行しているため、県に準ずる形となる。

**露木委員**

今年度と同様、昨年度も保険料率は据え置いているのか。

**事務局**

平成 30 年度は国民健康保険制度改革があり、その影響で保険料率が激変することを避けるため、平成 29 年度と同程度になるよう据え置いている。

**露木委員**

据え置いているとのことだが、保険料率を調整しているのか。

**事務局**

端数調整の範囲内で調整している。

### **岸委員**

保険料率が同程度であるにもかかわらず、医療分の賦課限度額が3万円増えているのはどういうことか。

### **丸山委員**

保険料の上限が賦課限度額である。保険料率が同じでも所得が増えれば保険料は上がる。その上限が3万円増えたということである。

### **事務局**

丸山委員のおっしゃるとおりである。この賦課限度額は国の政令により変更されるため、それに本市も準じたものである。

### **露木委員**

賦課限度額は市によって違うのか。

### **事務局**

基本的には国の政令に基づき各市改正をしている。

協議第1号について、原案どおり了承された。

## (2) その他

### **岸委員**

特定健診・がん検診の案内に健幸ポイントについて記載があったが、75歳以上を対象とした長寿健診の案内には記載がなかった。市民に広く周知すべきだと思うが、長寿健診の案内にはなぜ記載がないのか。

### **事務局**

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療保険は市の保険制度ではないため、特定健診と長寿健診は内容が似ている部分もあるが、別のものとなっている。今回長寿健診の案内には健幸ポイントについての記載を入れていない。しかしながら、健幸ポイントは市民であれば使えるものであり、広く周知すべきものであるので、様々な方法で周知を図っていきたい。

### **岸委員**

健幸ポイントはスマートフォンを持っていない人は利用できない。市民全員が参加できるものでないと意味がないのではないか。ポイントを付けることは非常

に良いことだと思うが、市民全員が参加できる方法を考えた方が良いのではないかな。

#### **事務局**

ご指摘のとおりである。あらゆる市民が参加できる方法をとるのが一番であるが、数ある選択肢の中で効果的であると思われる方法を選択し、事業を行っている。ご意見は今後の事業の参考にさせていただく。

#### **早野委員**

特定健診の受診率を上げるため、健診の受診推奨時期を夏場にしたら良いのではという意見を聞いた。11月から2月はインフルエンザも流行っており、その他患者も多いため健診に時間がかかるので、皆さんあまり受診をしたがらない。健診を受けやすい夏場の受診を推奨したら良いのではないかな。

#### **事務局**

特定健診受診券を対象者に間違いなく送るため、4月から5月までの2ヶ月間を準備期間とし、特定健診の受診期間は6月1日から翌年3月31日までとしている。医療機関ごとに推奨時期はあるかもしれないが、その期間内での受診を是非お願いしたい。

#### **事務局**

国民健康保険運営協議会委員の任期は、国民健康保険法施行令第4条の規定により2年間と定められている。本市国民健康保険運営協議会は6月30日をもって現委員の任期が満了となるので、本日の協議会は任期満了前最後の協議会となる。

委員におかれては、国民健康保険事業特別会計や国民健康保険診療施設事業特別会計の決算及び予算、小田原市国民健康保険条例の改正案等について御審議いただいたほか、第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画の策定にあたり大変貴重な御意見をいただいた。2年間、お忙しいなか、本市国民健康保険事業及び国民健康保険運営協議会の運営に御尽力賜り心より感謝申し上げます。

なお、7月1日から委嘱される委員については、6月7日（金）まで各団体からの推薦をお願いしているので、引き続き御協力をお願いしたい。

以上